

別表

1 被災者に対する配分
(1) 人的被害及び住家被害

区分	配分対象		配分額				配分合計額	その他の見舞金等	備考		
			第1次配分額	第2次配分額	第3次配分額	第4次配分額					
人的被害	死亡者	災害弔慰金又は災害見舞金の支給対象者		500万円			500万円	○災害弔慰金 国500万円・250万円 ○災害見舞金(災害弔慰金対象外) 市50万円			
	重傷者	災害見舞金の支給対象者 (1か月以上の治療を要する方)	入院	100万円			100万円	○災害見舞金 市10万円			
			通院	50万円			50万円				
災害復旧作業 重傷者	災害復旧作業を要因として重傷を負った被災者 (1か月以上の治療を要する方)	入院			20万円		20万円	なし			
		通院			10万円		10万円				
住家被害	住家全壊	り災者台帳の被災区分の認定が「住家・全壊」の世帯 ※大規模半壊又は半壊の持家を解体・撤去した場合を含む。	持家	住家の再建(建設、購入又は補修)を行った世帯		500万円	10万円	500万円	1,010万円	○災害見舞金 市30万円+県30万円 ○被災者生活再建支援金 国100~300万円	第3次配分は、第2次配分額と同額を配分する。
				加算① 住家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った世帯		限度 500万円					第3次配分は、修復費用の9割を配分し、500万円を限度とする。
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、住家の再建に当たり外壁構造等の強化を行った世帯		限度 100万円					第3次配分は、実費額を配分し、一般的な費用の100万円を限度とする。
				待受擁壁設置	外壁補強	限度 50万円					第3次配分は、実費額を配分し、一般的な費用の50万円を限度とする。
				加算③ 被災した住家が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該住家の敷地以外の土地の購入等により再建(建設又は購入)を行った世帯		土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額(165㎡分まで)の1/2					第3次配分は、土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。
	上記以外の世帯			510万円							
	借家		200万円	210万円							
	大規模半壊	り災者台帳の被災区分の認定が「住家・大規模半壊」の世帯	持家	住家の再建(建設、購入又は補修)を行った世帯		375万円	10万円	375万円	760万円	○災害見舞金 市20万円+県10万円 ○被災者生活再建支援金 国100~250万円	第3次配分は、第2次配分額と同額を配分する。
				加算① 住家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った世帯		限度 500万円					第3次配分は、修復費用の9割を配分し、500万円を限度とする。
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、住家の再建に当たり外壁構造等の強化を行った世帯		限度 100万円					第3次配分は、実費額を配分し、一般的な費用の100万円を限度とする。
待受擁壁設置				外壁補強	限度 50万円	第3次配分は、実費額を配分し、一般的な費用の50万円を限度とする。					
加算③ 被災した住家が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該住家の敷地以外の土地の購入等により再建(建設又は購入)を行った世帯				土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額(165㎡分まで)の1/2	第3次配分は、土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。						
上記以外の世帯			385万円								
借家		150万円	160万円								
住家半壊	り災者台帳の被災区分の認定が「住家・半壊」の世帯	持家	住家の再建(建設、購入又は補修)を行った世帯		250万円	10万円	250万円	510万円	○災害見舞金 市10万円+県10万円	第3次配分は、第2次配分額と同額を配分する。	
			加算① 住家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った世帯		限度 500万円					第3次配分は、修復費用の9割を配分し、500万円を限度とする。	
			加算② 土砂災害特別警戒区域内において、住家の再建に当たり外壁構造等の強化を行った世帯		限度 100万円					第3次配分は、実費額を配分し、一般的な費用の100万円を限度とする。	
			待受擁壁設置	外壁補強	限度 50万円					第3次配分は、実費額を配分し、一般的な費用の50万円を限度とする。	
			加算③ 被災した住家が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該住家の敷地以外の土地の購入等により再建(建設又は購入)を行った世帯		土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額(165㎡分まで)の1/2					第3次配分は、土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。	
上記以外の世帯			260万円								
借家		100万円	110万円								

区分	配分対象		配分額					その他の見舞金等	備考
			第1次配分額	第2次配分額	第3次配分額	第4次配分額	配分合計額		
住家被害	床上浸水	り災害台帳の被災区分の認定が「住家・床上浸水」の世帯	持家	10万円	50万円	/	30万円	90万円	○災害見舞金 市5万円
							上記以外の世帯	60万円	
							借家		
	一部破損	り災害台帳の被災区分の認定が「住家・一部破損」の世帯 ※床下浸水（土砂流入）と同等の被害と個別に判断したものに限る。	持家	10万円	25万円	/	15万円	50万円	なし
							上記以外の世帯	35万円	
							借家		
	床下砂浸水（土砂流入）	り災害台帳の被災区分の認定が「住家・床下浸水（土砂流入）」の世帯、及びこれと同等の被害と個別に判断したもの		10万円	10万円	/		20万円	なし
加算	母子・父子世帯等	床下浸水（土砂流入）以上の住家被害を受けた世帯であって、母子・父子世帯（今回の災害により母子・父子世帯になった世帯を含む）又は重度障害者・児若しくは要介護3以上の者が在宅していた世帯	全壊、大規模半壊、半壊	/	/	/	40万円	40万円	なし
			床上浸水、一部破損、床下浸水（土砂流入）	/	/	/	20万円	20万円	

(2) その他被害

区分	配分対象	配分額				公的支援等	備考			
		第2次配分額	第3次配分額	第4次配分額	配分合計額					
その他被害	1 住家以外の建物・物件被害等	① 店舗、事業所等の事業用建物 ② 貸家・貸店舗等 ③ 農地、駐車場等の事業用地	床下浸水（土砂流入）以上の被害を受けた、店舗、事業所等の事業用建物の営業者（個人又は法人）又は貸家・貸店舗等の所有者（個人又は法人）	10万円			10万円	○支援融資等		
			全壊	自己所有の事業用建物、貸家・貸店舗等の再建（建設、購入又は補修）を行った者	250万円	250万円	土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額（165㎡分まで）の1/4	500万円	○支援融資等	第3次配分は、第2次配分額と同額を配分する。
				加算① 建物の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者		限度 250万円				第3次配分は、修復費用の9割を配分し、250万円を限度とする。
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者		限度 50万円				第3次配分は、実費額を配分し、50万円を限度とする。
				待受擁壁設置 外壁補強		限度 25万円				第3次配分は、実費額を配分し、25万円を限度とする。
			加算③ 被災した建物が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該建物の敷地以外の土地の購入等により再建（建設又は購入）を行った者						第3次配分は、土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。	
			上記以外の者			250万円				
			大規模半壊	自己所有の事業用建物、貸家・貸店舗等の再建（建設、購入又は補修）を行った者	187.5万円	187.5万円	土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額（165㎡分まで）の1/4	375万円	○支援融資等	第3次配分は、第2次配分額と同額を配分する。
				加算① 建物の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者		限度 250万円				第3次配分は、修復費用の9割を配分し、250万円を限度とする。
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者		限度 50万円				第3次配分は、実費額を配分し、50万円を限度とする。
				待受擁壁設置 外壁補強		限度 25万円				第3次配分は、実費額を配分し、25万円を限度とする。
			加算③ 被災した建物が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該建物の敷地以外の土地の購入等により再建（建設又は購入）を行った者						第3次配分は、土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。	
			上記以外の者			187.5万円				
			半壊	自己所有の事業用建物、貸家・貸店舗等の再建（建設、購入又は補修）を行った者	125万円	125万円	土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額（165㎡分まで）の1/4	250万円	○支援融資等	第3次配分は、第2次配分額と同額を配分する。
				加算① 建物の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者		限度 250万円				第3次配分は、修復費用の9割を配分し、250万円を限度とする。
加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者	限度 50万円	第3次配分は、実費額を配分し、50万円を限度とする。								
待受擁壁設置 外壁補強	限度 25万円	第3次配分は、実費額を配分し、25万円を限度とする。								
加算③ 被災した建物が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該建物の敷地以外の土地の購入等により再建（建設又は購入）を行った者						第3次配分は、土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。				
上記以外の者			125万円							
床上浸水	自己所有の事業用建物、貸家・貸店舗等の再建（建設、購入又は補修）を行った者	25万円			40万円	○支援融資等				
	上記以外の者						25万円			
一部破損	自己所有の事業用建物、貸家・貸店舗等の再建（建設、購入又は補修）を行った者	10万円			16万円	○支援融資等				
	上記以外の者						10万円			
③ 農地、駐車場等の事業用地	土砂流入の被害を受けた駐車場等の事業用地の営業者等（個人又は法人）	10万円			10万円	○農地の災害復旧事業等				
	土砂流入の被害を受けた農地の耕作者等（個人又は法人）	10万円	対象拡大分 10万円		10万円		第3次配分では、従前は「営業者等」としていたものを「耕作者等」に改め、営業者（出荷農家）以外も対象とする。			

区分	配分対象	配分額				公的支援等	備考			
		第2次配分額	第3次配分額	第4次配分額	配分合計額					
その他被害	④ 空き家（居住用に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転勤等の事情で一時的に住所を異動し不在であった空き家又は※これに相当する空き家の所有者で、床下浸水（土砂流入）以上の被害を受けた者 ※ 「これに相当する空き家の所有者」とは、「入居前に災害が発生し入居ができず住民票を異動していない空き家の所有者」等をいう。 ・ 半壊以上の被害を受けた者であって、解体・撤去及び再建、又は補修を行った空き家の所有者 	全壊	空き家の再建（建設、購入又は補修）を行った者	250万円	250万円	/	500万円	なし	第3次配分は、第2次配分額と同額を配分する。 第3次配分は、修復費用の9割を配分し、250万円を限度とする。 第3次配分は、実費額を配分し、50万円を限度とする。 第3次配分は、実費額を配分し、25万円を限度とする。
				加算① 空き家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者		限度 250万円				
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者		限度 50万円				
				待受擁壁設置 外壁補強		限度 25万円				
			上記以外の者		250万円					
			大規模半壊	空き家の再建（建設、購入又は補修）を行った者	187.5万円	187.5万円	/	375万円		
				加算① 空き家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者		限度 250万円				
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者		限度 50万円				
				待受擁壁設置 外壁補強		限度 25万円				
			上記以外の者		187.5万円					
			半壊	空き家の再建（建設、購入又は補修）を行った者	125万円	125万円	/	250万円		
				加算① 空き家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者		限度 250万円				
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者		限度 50万円				
待受擁壁設置 外壁補強	限度 25万円									
上記以外の者		125万円								
床上浸水	空き家の再建（建設、購入又は補修）を行った者	25万円	/	/	15万円	40万円				
	上記以外の者						25万円			
一部破損	空き家の再建（建設、購入又は補修）を行った者	10万円	/	/	6万円	16万円				
	上記以外の者						10万円			
床下浸水（土砂流入）		10万円	/	/		10万円				
⑤ 墓石流出	墓石流出の被害を受けた墓地区画の使用者	/	20万円	/		20万円	「墓石流出」とは、墓石が、使用する墓地区画の外へ流出した場合をいう。			
2 公的支援の対象となり得るものの自費負担等	① 自力仮住宅確保世帯への家賃等負担加算	住家が被災し、自力で仮住宅を確保し家賃等を負担している世帯	30万円	30万円	/	60万円	○市による仮住宅確保 ○義援金 住家全壊 500万円～床下浸水（土砂流入）10万円	第2次配分は平成26年10月30日時点で、第3次配分は平成27年3月1日時点で、民間住宅に自己負担で入居している世帯に限る。		
	② 自費で建物を解体・撤去した者への自費解体・撤去加算	半壊以上の被害を受けた建物を自費で解体・撤去した者	限度 100万円	対象拡大分 限度 100万円	/	限度 100万円	○市による解体・撤去 ○被災者生活再建支援金 ○義援金 住家全壊 500万円 店舗、事業所等の事業用建物全壊 250万円等	○ 実費額を配分し、100万円を限度とする。 ○ 第3次配分では、従前は「住家」としていたものを「建物」に改め、店舗、事業所等の事業用建物及び貸家・貸店舗等（中小企業に限る。）又は空き家（居住用に限る。）も対象とする。		
3 住家被害がない場合のその他の被害	① 周辺被害のため居住できなかった世帯	指定の区域内において、住家に被害がなく、第1次配分の対象になっていない世帯	10万円	/	/	10万円		指定の区域は、平成26年9月2日12時現在の避難勧告区域とする。		
	② 宅地への土砂流入	宅地に土砂が流入し、納屋、外構、車庫等に被害を受けたが、住家に被害がなく、第1次配分の対象になっていない世帯	10万円	/	/	10万円				
	③ 住家敷地の崩壊・流失	住家の被害がなく、第1次配分の対象になっていないが、敷地の擁壁等の崩壊により、崩壊・流失した宅地を補修した者	25万円	/	/	25万円				

注1 被害を受けた建物や用地、墓が複数の場合でも、各配分対象者につき、1配分とする。

注2 人的被害以外の配分対象者が他の配分対象に該当する場合、加算の場合を除き、重複して配分しない。ただし、「住家被害」の配分対象者が「住家以外の建物・物件被害等」の配分対象（空き家を除く。）に該当する場合、重複配分を可とする。

2 地域における取組への配分

配分対象	配分額		公的支援等	備考
	第3次配分額	第4次配分額		
1 被災した集会所であって、その地域の被災者が合意の下にその復旧に取り組むもの（用地取得費を除く。）	復旧に要した費用相当額（集会施設整備費補助金の交付対象となる場合は、当該補助金の額を差し引いた額）（建替は1,000万円、改修は500万円を限度とする。）		○集会施設整備費補助金	
2 被災により破損した私道であって、その地域の被災者が合意の下にその復旧に取り組むもの	復旧に要した費用相当額（私道整備工事費補助金の交付対象となる場合は、当該補助金の額を差し引いた額）		○私道整備工事費補助金	
3 被災した墓地であって、その地域の被災者が合意の下に共用部分や区画等の復旧に取り組むもの（個別区画内の墓石の再建は除く。）	復旧に要した費用相当額のうち自己負担額を超える額			
4 被災により土砂流出した法面（住家等の宅盤に係るものを含む。）であって、その地域の被災者が合意の下に二次災害防止（建物や公共的空間等への被害防止）のためにその復旧に取り組むもの	復旧に要した費用相当額（住家等の宅盤に係る法面の復旧に取り組む場合は、復旧に要した費用相当額の9割の額とし、住家は1世帯につき500万円、その他は1所有者につき250万円を限度とする。）		○急傾斜地崩壊対策事業	
5 町内会・自治会において、被災により流失した備品又は災害復旧に係る作業に必要な備品を購入したもの	購入に要した費用相当額（100万円を限度とする。）			
6 地域の被災者が合意の下に被災した地域のコミュニティ資源の復旧として取り組むもの	復旧に要した費用相当額（100万円を限度とする。）			「地域のコミュニティ資源」とは、地域で生まれ親しまれてきたもので、例えば、記念碑等をいう。
7 地域の被災者が合意の下に被災者の生活再建の支援を行うための施設の設置に取り組むもの		設置に要した費用相当額の2分の1の額（新設は500万円、改修は250万円を限度とする。）		「被災者の生活再建の支援を行うための施設」とは、被災者の生活再建を支援する活動を行うための施設をいう。